

令和4年 No.47

○東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

審議事項のうち、学位授与者の決定について課程博士の学位授与者を除いて対象とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年9月14日 大学院連合学校教育学研究科運営委員会 審議・承認  
(令和4年10月12日 教育研究評議会 報告)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年9月15日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規程第33号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程（平成8年規程第12号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科運営委員会（東京学芸大学）規程の一部改正について

改正理由：審議事項のうち、学位授与者の決定について課程博士の学位授与者を除いて対象とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 研究科の運営に係わる事項のうち、東京学芸大学において処理すべき事項</p> <p>2 前項第3号の事項には、次に掲げる事項が含まれる。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 学位の授与に関する事項（<u>東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）第17条第1項による学位授与者の決定に関する事項を除く。</u>）</p> <p>(8) [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年9月15日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 研究科の運営に係わる事項のうち、東京学芸大学において処理すべき事項</p> <p>2 前項第3号の事項には、次に掲げる事項が含まれる。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 学位の授与に関する事項（<u>学位授与者の決定に関する事項を除く。</u>）</p> <p>(8) [省略]</p> <p>3 [省略]</p> <p>[省略]</p>